

《緊急事態宣言発令に伴う診療体制について》

新型コロナウイルス感染拡大の影響により首都圏の1都3県（東京、神奈川、埼玉、千葉）を対象に2021年1月8日から2月7日までの期間、緊急事態宣言が発令されました。

緊急事態宣言が発令されましたが、当院の診療体制は感染対策に十分留意しながら、通常診療を行ってまいります。

来院者の方におかれましては、引き続き、来院時の検温や入口での手指消毒、サージカルマスク着用の徹底を行い、当院の感染対策にご協力をお願いいたします。

2021年1月8日

とうめい厚木クリニック